

白石立小中学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

白石町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . P 1
2. 目標 . . . . . P 1
3. 計画の期間 . . . . . P 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . P 2～3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . P 3

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、「給特法等一部改正法」という）第8条に基づき、給特法第7条第1項に示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という）に即して、白石町の教職員が、子どもたちと向き合う時間を確保し、より質の高い教育活動に専念できるよう、学校における業務の適正化を推進することを目的として策定するものである。

## (2) 白石町の現状

- 白石町では、平成30年3月に「学校現場の業務改善計画」を策定、年度ごとに改訂し、学校完全閉庁日や定時退勤日の設定、年休取得の促進、会議・行事の精選、学校教職員管理システム（履歴管理、出退勤管理、サービス管理）の導入などにより、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、白石町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は、以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合
小学校	月29.19時間	18.1%
中学校	月37.40時間	32.5%

- 時間外在校等時間が45時間を上回る割合が、小学校で18.1%、中学校で32.5%となっている。授業準備や学級事務、保護者対応、部活動指導（中学校）等の業務の負担感が大きくなっており、校務のDX、部活動の地域展開、町顧問弁護士の活用を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

# 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

## (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- 1年間における教育職員の1か月平均の時間外在校等時間を、小学校月平均25時間、中学校月平均30時間程度にする。

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- 職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数を14日以上にする。【11.1日】
- ストレスチェック実施率を100%にする【85.8%】。また、高ストレス者の割合を5%【7.6%】まで減少させる。

- 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、教育活動に生き生きと取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

白石町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ◎ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①）
  - ・ 地域の交通安全指導員や保護者による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②）
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、町教育委員会による青色パトロールの実施や警察署に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 学校警察補導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤）
  - ・ 学校が町の顧問弁護士等を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する（令和8年度から）。

##### ◎ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥）
  - ・ 新たな校務支援システムの機能（令和9年度から移行予定）等を活用することによって、白石町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧）
  - ・ 町教育委員会が各学校に配置するICT支援員等を活用し、町教育委員会の指示のもと、ICT機器・ネットワーク等の整備を行う。
- 学校の体育館等の施設管理（「3分類」⑨）
  - ・ 休日の学校体育館の管理を町教育委員会で行う。
  - ・ 休日の学校／町体育館の管理に係り、令和9年度中のスマートロック導入を目指す。
- 部活動（「3分類」⑬）
  - ・ 令和8年度9月以降、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間のいっそうの適正化を図るとともに、「オフシーズン制」の導入を検討する。

##### ◎ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備や学習評価、成績処理（「3分類」⑮⑯）
  - ・ 授業支援クラウド「ロイロノート・スクール」やタブレットドリル（R6年度途中から導入）の一層の活用により、授業準備の効率化を図りながら授業内容を充実する。
  - ・ 生成AI等を活用し、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用に加え、令和8年度から新設される町こども課との連携を図る。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 清掃活動の時間や頻度、その他十分な効果が見込めない活動の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、授業準備や学級事務、校務分掌等の校務を効率化し「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、平均80%以上にする（R7：62.5%）。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月平均80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を図る。高ストレス職員には、町教育委員会から産業医への受診を促す。
- 県が設定する「長期休業中の一定期間等における学校行事の自粛」推進する行事自粛期間夏季休業期間中に8日間（8月9日～16日）、冬季休業期間中に3日間（12月26日～28日）の学校閉庁日の設定を行う。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- 長期休業等の早出遅出勤務制度やテレワーク導入について、令和8年度中に検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、他の目標についてはストレスチェックの結果から把握する。
- 取組の着実な実行を図るために、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会や総合教育会議において報告する。
- 町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、全国の好事例等について資料提供を行うなど、町教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。